



山形県公報

令和7年10月7日(火)
第645号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) …1005
- 同……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米戦略推進課) …1006
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) …同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) …同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) …1007
- 同……………(同) …同

## 告 示

### 山形県告示第682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                       | 事業所の名称及び所在地                                          | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------|-----|----------|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F | 就労継続支援(B型)事業所ピース第Ⅲしみず<br>新庄市金沢1790番地                 | 就労継続支援(B型)  | 10名 | 令和7.10.1 |
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F | 就労継続支援(B型)事業所ピース第Ⅲ五日町<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル | 就労継続支援(B型)  | 10名 | 同        |

### 山形県告示第683号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                        |                         |                 |          |
|----------------------------------------|-------------------------|-----------------|----------|
| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地             | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日    |
| 社会福祉法人いなほの会<br>鶴岡市羽黒町川代字桜ヶ丘115<br>番地の4 | ほのぼのハウス<br>鶴岡市鳥居町26番11号 | 共同生活援助          | 令和7.10.1 |

**山形県告示第684号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和7年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号  
平成17年10月5日  
57
- 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
寺内農業協同組合  
代表理事組合長 溝越 直樹  
尾花沢市大字寺内1040番地
- 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 登録の区分  
品位等検査
- 農産物検査を行う区域  
山形県
- 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 溝 越 直 樹 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

**山形県告示第685号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町北目地内
- 公共測量を実施する期間  
令和7年9月1日から令和8年3月19日まで
- 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）

**山形県告示第686号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称

- 舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地4
  - 3 認可年月日  
令和7年9月29日
- 

**山形県告示第687号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
袖浦土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
酒田市緑ヶ丘一丁目3番地の7
  - 3 認可年月日  
令和7年9月24日
- 

**山形県告示第688号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大町溝土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市砂越字小形111番地
- 3 認可年月日  
令和7年9月24日

令和7年10月7日印刷  
令和7年10月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県